

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（5）			
日 時	平成 24 年 10 月 3 日（水）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 1 1 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	鈴木委員長、千葉副委員長、成田・小貫・川畑・松田・上野・ 山口・前田各委員		
説 明 員	市長、佐々木監査委員、副市長、教育長、水道局長、 総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局経営管理各部長、総務部・水道局・教育部・保健所各参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 (菊池監査委員欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、山口委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

吹田委員が成田委員に、高橋委員が松田委員に、斎藤博行委員が山口委員に、新谷委員が川畑委員に、それぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党、公明党の順といたします
民主党・市民連合。

○山口委員

◎生活保護世帯について

昨日、私は傍聴しておりませんでしたが、私の会派の斎藤博行委員が生活保護について聞いておりますので、同じことは伺いませんが、私の観点で伺いたいと思います。

資料として決算書を見れば多少のことはわかるのですが、これはデータとして世帯累計ですけれども、どういう方が主に生活保護の受給者になっているのか、まず聞きます。

私が聞いたところでは、基本的には高齢者の世帯が一番多く、次に傷病者と伺っております。ちなみに平成21年度は、高齢者の月別平均が1,662人で44.5パーセント、傷病者が26.1パーセント、次に母子世帯で12.0パーセント、障害者が8.1パーセント、22年度も大体この比率で来ているようですが、この傾向については変わりませんか。

ちなみに、23年度の世帯累計はどうなっているのか、お聞きします。

○（福祉）生活支援第1課長

平成23年度の生活保護世帯の世帯類型別の人数ですが、月平均で申し上げますと、高齢者世帯が1,728世帯、母子世帯が422世帯、障害者世帯が314世帯、傷病者世帯が1,001世帯、その他の世帯が368世帯で合計が3,833世帯となっています。構成割合は、高齢者世帯は全体の45.08パーセント、母子世帯で11.01パーセント、障害者世帯で8.19パーセント、傷病者世帯が26.12パーセント、その他の世帯が9.60パーセントとなっております。

○山口委員

昨年度の生活保護に対する予算で執行されたのが88億6,354万7,288円になっています。予算現額は約92億円になっていますが、今は全国でも生活保護の受給世帯が相当増えております。かつて少ないときは60万人ぐらいだったと思うのですが、先日発表されたもので211万4,800人、154万世帯を超えていますので、それから見ると相当なところまで来ています。国では3兆7,000億円になっています。小樽市の一般会計の規模からいっても民生費の割合が4割を超えており、そのうち生活扶助が大半を占めている状況になっております。それが意味では、財政の硬直化を生じせしめているということだと私は思いますが、厚生労働省などでも一番問題にしているのは、医療扶助で、世帯レベルでは別の話になりますけれども、中身の話では全体の5割以上が医療扶助になっているのです。生活扶助は年度別で見ても大体3割5分ぐらいで割合はそんなに変わらないのですが、医療扶助が5割を超えて、平成21年度では50.8パーセント、22年度では50.4パーセント、昨年度が50.59パーセントとなっているので、半分以上を医療扶助が占めている状況になっております。

そこでお聞きしますが、この世帯類型別の障害者というのは何を指すのか、障害者手帳を持っている方を指すのか、どういう方を指しているのですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

障害者世帯はどのようなものかということですが、障害者世帯とは世帯主が障害者加算を受けているか、障害、それから知的障害等の心身の障害のため働けない世帯を障害者世帯として位置づけております。

○山口委員

傷病者世帯というのはどういうふうになっていますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

傷病者世帯につきましては、世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない世帯、こちらが傷病者世帯として認定されております。

○山口委員

どういう病気を罹患して病院にかかっている傷病者として認定をされているのか。その辺の中身については、例えば何科にかかっている方が一番多いのかという割合を出しているのですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

傷病者の方がどのような病気かということについては、集計等をとっておりませんので把握はできておりません。

○山口委員

今、厚生労働省では、生活保護費が 3 兆 7,000 億円にも膨らんでいるということで、どういうふうに見直しをした方がいいのかという議論がされていまして、さまざまな議論が出ております。例えば医療扶助が大変膨らんでいて、一番大きな比重を占めているとわかりましたが、これは全国的にも同じで、やはり 5 割に近い数字になっているということで、そこに少しメスを入れないといけないのではないのかという議論も出ています。そういう中で、昨日と本日の新聞に載っておりましたが、自民党はもとからそういうことをおっしゃっていますけれども、生活保護受給者の医療費の 1 割を本人に負担していただくという議論も出ています。そういうことを厚生労働省が発言して、それをすぐ撤回したということで議論になっております。

この議論について私は、まずやるべきことが先にあるのではないかと考えております。要するに、医療扶助の中身について、今おっしゃったようにだれもがしっかりと把握されていないのです。何科の受診が多いのか、どういう受診をしているのか、例えばセカンドオピニオンみたいなものを求めることができるのか、求めているのか、前にレセプト審査について聞いたときには一定程度はされているということで全部は回っていないということでした。市内の医療機関を受診して、生活保護を受けている方の医療費が額でいったら 44 億 8,400 万円もあるのです。医師はもうかっていると言ってもいいわけですが、こんなことを言ったら語弊があるかも知れないけれども、相当な金額です、これは。どういう形で受診しているのですか。

いっとき問題になりましたが、生活保護の受給者が精神科に行って、精神安定剤や睡眠導入剤を大量にもらってきて、それをインターネットで販売していたという事例で問題になったこともありました。その辺の実態にどのように迫っていくのかということが、私は自治体レベルだけでできるとは思いません。昨日の斎藤博行委員の議論について、本人からも少し聞きましたが、基本的にケースワーカーの絶対的な人数が少ないのです。世帯数が増えていく割には増えてないのです。1 人で 89 世帯も見なければならぬのですが、それには無理があります。それを自治体に細かく求めて、それで就労支援につなげるということには大変無理があるということです。それから、制度的な欠陥もあるでしょう、強制的な調査権がどこまで及ぶのかということも含めて。

今、ようやく議論が進んで、私は新聞報道でしかわかりませんが、生活保護の受給者に他院受診命令方針というのが、9 月 21 日の朝日新聞に載っておりました。生活保護費の 5 割を占める医療扶助費の増加を抑制するため、病状などに疑いのある受診者に対し、他の病院での受診を命じるセカンドオピニオン制度を取り入れるよう全国の自治体に要請とあります。例えば同じ病気で月 15 日以上通院が 3 か月以上続き、過剰受診と判断されたケースが 2009 年度には 3,874 人もいたというデータがあるそうです。これを受けてこういうふうにしたと聞いております。

こういうことを厚生労働省が決めて、自治体が要請された場合は、どういうふうに対処されますか。もっと細かい内容がわからないと対処のしようがないと思いますが、例えばセカンドオピニオンをどこの病院か知らないけれども、受けてくれということを自治体がやられている今の業務内容の中でできるのですか。そういうものを要請された場合には、どういうふうに対応されますか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

今、委員の質問にありましたセカンドオピニオンについては、従来であれば医療費を抑制するために一つの病気で二つ以上の医療機関にかかってはいけないという指導が入っていたところですが、今回なぜそのような話になったかということ、生活保護受給者を抱え込んで医療費を取る医療機関が多くなったということで、適正な医療が実施されているかどうかといったチェックが必要だということで、今回のような話が出てきたのです。検診命令でございますので、生活保護受給者に対してこちらの病院にかかってくださいということを私どもで指導しまして、そしてそちらの病院を受診してもらい、その後、医療の内容をチェックするというので、話としての概要は知っていますが、具体的にどのように動くかということについては、まだ通知が来ていませんので、それを見ながら検討していきたいと考えております。

○山口委員

基本的に、国の制度に基づく自治体の事業については、国の指導に従って実施することになると思いますが、自治体が一番現場を知っていると思うので、例えば市長が集まる全国市長会などで、実態を知っている自治体が、この制度はこのように直したほうが良いということは、霞が関に座っている厚生労働省の方々よりもよくわかっていると思うのです。今のことに関連していえば、セカンドオピニオンを求める受診医療機関も国で指定しますという議論をしているそうです。セカンドオピニオンを求めるときには、民間の医療機関ではなくて公的医療機関を受診してもらおうということを義務づけてほしいと要請すべきではないですか。これは一挙両得だと思います。公的医療を担っている医療機関は、もうかっている病院だけではありませんから、大変な義務を負っている医療機関ですから、当然受診していただければ税金が戻ってくるわけですから、逆に、こういうことを言うと、民業圧迫だと言われるかも知れないけれども、客観的な意見を求めることは重要だと思います。過剰医療がされていないのか、又は病気でないのに病気とされているのではないかという疑問もあるので、それを正さなければいけません。制度が正しく運用されているかどうかを担保しなければいけません。そうするためにどうしたらいいのかということが一番わかっているのは、現場です。このことについて、どういうふうに変更したらいいとお考えですか。もし、国に対してこのように制度を変えてほしいということを意見として具申をするならば、どのようにされますか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

今回の医療機関の適正化といったことを議論するメンバーの中には、いわゆる現場であるメンバーも実は入っています。例えば、札幌市長も指定都市市長会副会長ということで生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会のメンバーとして入っています。ですから、現場の声は反映されているというふうには私は考えてございます。ただ、実際に厚生労働省からセカンドオピニオンに対しての具体的な内容の指示があったときに、どういった医療機関にかかるかという指示があるかどうか、もしなければ、それは私ども現場のメンバーとして、今、委員のおっしゃった公的な医療機関を優先して指導するべきかどうか、そういったより効果的な方法というのを考えながら決めていきたいというふうには考えております。

○山口委員

もう少し突っ込んだ話をいただきましたのですが、私の質問の趣旨は、当然それは市長も現場を御存じで、市長会などでも物はおっしゃっていると思いますけれども、基本的には直接担当する現場では、全国市長会を通してしか要望ができないと思いますので、そういうときに密に、各現場が、この制度はこのように変えてほしい、法をこういうふうに変えてほしい、運用をこのように変えてほしい、これはどういう理由なのかということも含めて、

常にそういう場を利用して国に上げていって、よりよい制度にさせていただくということが基本ですから、そういう姿勢をどの部局の方にもぜひ持っていただきたいと私は思っているのです。

そういう意味で、単に上の機関から来る指示を待って、制度がこう変わったからこうするのだということではなくて、やはりしっかりと自分の理念と意見を持っていただいて、それを国に上げて方針の改変をしてよりよい方向に持っていくことをしないといけないと思うのです。それが地方自治の精神だと思いますので、そういうふう

に申し上げます。

もう一つは、昨日の議論の中で、ケースワーカーの数が43人しかいないという答弁がありました。そういう中で重要なのは、やはり就労支援です。これをどのようにしていくのか。生活保護を受けながら働いている方もいらっしゃいます。短期で5万円とか6万円でも稼げればいいから働くという人もいます。現に私が相談に乗っている方も、ちょこちょこ仕事を見つけるのですが、多少高齢なので生活保護を抜け出すまでの金額にはなかなか至っていない。しかし、月5万円でも働くという方もいらっしゃいます。

先ほど聞いた累計では、高齢者世帯が45.08パーセントということですが、高齢者といっても65歳以上ですから、私も65歳以上になりましたけれどもまだ働けますよ。けれども、それよりも問題なのは、先ほど申しました傷病者世帯の26.12パーセントで、障害でもどの程度の障害なのかはわかりません。私も障害の4級を持っていますから、指が2本機能していませんので。先ほど、どの程度かはわからないと言っていました、これは8.19パーセント。母子もいろいろ問題がありますけど、11.01パーセントです。こういう方々にも働く意欲を持っていただいて、就労支援につなげていくということが必要です。

問題は、これを制度的に担保して予算も含めてやってないから、無理ですということを言いたいのです。ケースワーカーが43人で1人89世帯を持っていて就労支援などをやるはずがないです。国は早く就労支援をやりなさいと、就労につなげなさいと言うけれども、制度的な担保がないのではないかということです。これは当然要求していかなければいけないのでしょうか。

その制度は、モデルケースで厚生労働省が今いろいろとやっています。この間、NHKで浜松市の例を挙げていました。パーソナルサポートセンターということでタイトルに伴走支援とありまして、この場合は、生活保護の受給者だけではありませんけれども、基本的には寄り添って仕事のお世話をしたり、企業を紹介したり、そこに就職になれば、その後もフォローするということをしています。これをNPO法人と福祉事務所と市の生活支援課、ハローワークとも連携しています。それから、そういうことに協力していただける企業をピックアップして、その連携の中で就労支援をするという事業で、浜松市の場合は9,500万円の予算を組んでいます。これには、国のお金が相当数入っていると思いますが、私はあまり調べておりませんので細かいところまではわかりませんが、そういう方法もあるようです。これは全国の二十数か所で実施をされており、北海道では釧路市がそれを利用してやっております。こういうことについては興味をお持ちになっていたか、御存じでしたか。

○（福祉）生活支援第2課長

実は、日常・社会生活及び就労自立総合支援事業実施要領がありまして、これが平成24年度から実施されていますが、この中に今委員がおっしゃった伴走型の就労支援が組まれています。内容としまして主な目的は、生活のリズムづくりなど、就労の際に必要な日常生活習慣の改善支援から、就労に役立つ基礎機能や基礎能力の習得支援、生活保護受給者等が就職に結びつきやすい業種に特化した個人求人開拓及び就労した後の職場定着や離職防止等までの総合かつ段階的に実施するということになっていきますので、それは同じ内容かと思えます。これについては通知もありましたし、私どもも承知していたところでございます。

○山口委員

モデル事業が始まる際に小樽市は手を挙げなかったということですよ。今後そういうものについて、モデル事業ですからいつ終わるのか、それを継続されて本事業になるのかはわかりませんが、私はぜひともこういうものの

検討や研究をきちんとしてほしいと思うのです。やはり問題は、生活保護の受給者には子供もいるのですが、その方が連鎖してまた受給者になっていく、固定化していくということが大変な問題です、社会としては。そういう意味では、若い人が自立して自分の生活をしていく、誇りを持って生きていくことにつながらなければいけないのですから、そういう意味でこの事業は大変重要だと思っています。ぜひこれをしっかり検討していただいて、国からのどの程度の交付金事業なのか、持ち出しがどのぐらいになるのかはわかりませんが、力を入れてやっていただきたいと思います。

最後に、今市長がうなずいていらっしゃいますので、考え方や方向性としてどういうものなのかをお聞きして、私の質問は終わります。

○市長

生活保護について、私は以前から担当には本当の生活弱者というか、生活困窮者についてはやはりしっかりとした対応をするようにということで指示をしております。やはり一番問題なのは、不正受給者がいるということが大きな問題だろうと思うのです。ですから、今、山口委員のおっしゃるように医療の問題だとかいろいろな形の不正で、だまして生活保護を受けるということは絶対にあってはならないと私は思っております。

それからもう一つは、全国的な状況も含めて高齢化率がこれだけ高まってくると、生活保護の潜在受給というか該当といいますか、そういった人たちが今はかなりいるのだろうと思うのです。ですから、今後この生活保護世帯が減るといことは極めて考えづらい状況にあるわけでございます。

ですから、今、委員がおっしゃるように、生活保護は現在25パーセントを地元が負担しなければいけないということですから、小樽でいうと約90億円の状況で、その財政負担がだんだん大きくなっていくような状況なので、生活保護については国できちんとしっかりとした財政措置をしてもらえないのか、医療の問題や就労の状況、それから、後発医薬品の使用の問題や医療費の一部自己負担の問題など、いろいろなことをトータル的に取り組んでいただいて、できるだけ不正受給者がなくなるように今後とも国に働きかけていきたいと、このように思っているところ です。

(「就労支援のパーソナルサポートセンターをモデル事業でおやりになることについてはいかがですか」と呼ぶ者あり)

それは、医療機関の不正を防ぐことが非常に大事なことでございますので、そういったことについては今後、生活支援戦略に項目の一つでありますので、やはり取り組んでいかなければいけない問題だろうというふうに私は思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

最終日ですので、簡潔に企業会計について伺います。

◎下水道事業会計から一般会計への貸付金について

最初に水道事業会計と下水道事業会計について伺います。

まず、下水道事業会計の一般会計への貸付金額が当初予定の8億8,000万円ではなくて、5億1,000万円近くになったという点について伺いたいのですけれども、なぜこの金額での貸付額になったのですか。今回、決算において一般会計の歳出総額を考えれば、基本的には11億円ぐらいの黒字になっていましたが、平成22年度からの繰越金を入れれば、トータルでは結果的にほぼとんとんになってしまったと。5億1,000万円近くを貸し付けたというのは、単年度収支での収支をほぼとんとんにする形のためにこういう金額を設定したのか、どういう形で金額が決められたのかをお聞かせ願えますか。

○（財政）財政課長

平成23年度決算の下水道会計からの一般会計への貸付けという形で、一般会計からいうと借入れになりますが、23年度の予算編成においては、下水道会計から8億8,000万円の借入れを行うということで財源対策を行ったところでありまして、その後、執行が進んでいく中で、3月の時点で一般会計の決算の見込みを見まして、そういう趣旨を見極めた中で一定程度借入額を減額することは可能だということが見えてまいりましたので、その中で借入金額を減らしたところでございます。

それと、借入れをしなくてもよかったのではないかということについてでございますが、確かに決算ではおっしゃる様に約11億7,000万円の黒字となりましたけれども、それはあくまでも結果的に黒字額を確保できたということでありまして、借入先である企業会計は一般会計でいうところの出納閉鎖整理期間がございませんので、3月末時点で借りる、借りないというところを一般会計側として判断していかなければならないということがまず一つあります。先ほども申しましたように、借入れの時点の決算見込みから一定程度の減額をすることは可能だと思われましたが、全く借りないというところまでの判断にはなかなかならない状況でした。結局、一般会計の決算見込みが、ある程度精度が固まりますのは、やはり5月に入ってからのというのが現状でございます。そういう意味では、一定程度の減額はできたものの全く借りないという判断には至らなかったということでございます。

○成田委員

貸付金額は、少なれば少ないほうがいいというのはもちろん当然のことだと思うのですが、その部分で、この金額に至った経緯がどういうことだったのかということをしかりと伺いたいところでして、形的にはやはりとんとんにするためという感じに見えてしまうのですけれども、一応なぜこういう金額に至ったかということでも伺いました。

◎下水道事業の耐震化について

次に、水道事業会計と下水道事業会計について伺いますが、両会計とも人口が減っている中で、非常に努力されているような結果が見られた決算書だと思います。

それで、私が建設常任委員会委員だったときから何度も触れているのですが、耐震化の部分についてはどのような形で結果を残しているのか。例えば距離やどのような工事がされたのかということについて伺います。

もう一点は、これも同じように申し上げているのですが、新市立病院ができる、また済生会病院が築港地区にできるということで、医療施設が固まる地域に水道管の耐震化を優先してやってほしいと思います。耐震化はしたけれども水道が使えないというのであれば、手術ができなくなってしまいますので、その部分の耐震化の比率がどのようになっているのか、御説明をお願いできますでしょうか。

○（水道）管路維持課長

配水管の耐震化につきましては、小樽市水道耐震化計画による耐震化すべき基幹管路延長約96.5キロメートルのうち、平成23年度はオタモイ、若竹町、豊川町など約1キロメートルを実施してきましたので、合計約26.4キロメートルは耐震管路として整備を終えております。耐震化率については、南小樽地区から築港地区にかけての医療施設までというのは出しておりませんが、耐震化計画の全体の約27パーセントが整備済みとなっております。

また、現在、24年度はグリーンロードから船見坂までの約1.2キロメートル、口径で300ミリを耐震化の工事を進めております。また、南小樽地区から築港地区にかけての医療施設が集まる区間につきましては順次耐震化を行っておりますが、現在、配水管整備事業で計画的に事業を実施しておりますので、26年度を目標に進めたいと考えております。

○成田委員

当然ながら、南小樽地区や築港地区だけを耐震化するという話ではないので、ほかの地域も順次交換の際に耐震化していくものとは思われますが、その部分については、会計的に非常によい結果であるのであれば、今度は設備

の更新という部分で、どういう形でやっていくかということも考えなければならないと思うので、ぜひ医療地域への耐震化にある程度のウェートを置きながら、今後全体のバランスを見て実施していただきたいと思います。

◎利益剰余金の還元の仕方について

水道事業に関連する質問の最後になりますが、これも何度か今までに確認をしていますけれども、今回、決算審査意見書にも利益剰余金の話が出ています、25年振りということで。昨日、ファイターズが優勝しましたが、試合がない日に優勝したのは、パ・リーグでは24年振りだという話がありまして、24年前は阪急の時代だから相当昔のことです。それ以来の利益剰余金が出たということで、もちろん剰余金については料金を下げる形で市民に還元する方法もあると思うのですが、安定して安全な水道を常に供給していく方法での市民への還元というものもあります。それで、今後こういった利益剰余金が出た場合に、料金として還元していくのか、それとも耐震化などの設備更新を踏まえて、安定した水道供給をしていくのか、その方向性についてお聞かせ願えますでしょうか。

○（水道）総務課長

利益剰余金が生じたことを踏まえ、水道事業の今後の方向性をお尋ねしたいという御質問でございますが、今後の水道事業を見ますと、料金収入が人口減少や景気低迷などにより、依然として減少し続けている状況や業務の委託化など経費削減の取組が一定段階まで達していること、また施設の老朽化に伴う更新事業には、先ほど委員からお話がありました耐震化の事業も含まれますけれども、この事業を計画的に進めなくてはなりません。これにも当然費用はかかります。

このような状況ではありますけれども、水道局といたしましては、今後も企業努力を行って健全な経営を維持し、そのことによりまして市民負担となる料金改定の時期を極力遅らせることが最終的には市民への還元につながると考えておりまして、今後とも水道事業の使命であります安定的な水の供給をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○成田委員

ぜひそういう方向性で、少しでも市民の皆さんの料金負担が増えないような形でやっていただければと思います。水を使えることがふだんは当たり前で思っていて、なかなかその部分で評価されづらい部門だと思うのですが、ぜひ今後とも御努力をされて皆さんに安全な水を供給していただければと思いますので、お願いいたします。

◎市立病院の給与比率について

次に、病院事業会計について伺います。

先月末の経営改革委員会でも話が出ていまして、本市の病院事業に関しては、常日ごろから人件費が高いということが指摘されています。給与比率では、黒字になる病院に比べて7パーセントから8パーセント近く本市の比率が高いと聞きます。このように人件費比率が高い中で各委員から指摘されていたのが、スタッフ1人当たりの収益、医師では北海道で一番高かったということです。小樽市立病院の医師は全道の医師の中で一番稼いでいます。そのかわり、それ以外の医療スタッフ1人当たりの収益に直すと下から数えたほうが早いということで、一言で言ってしまうと、市立病院と医療センターの医師の努力に正直な話、言い方が悪いですが、職員の皆さんがぶら下がってしまっているという構図になっているのです。そういった形だと当然ながら医師にとってみれば、収益を上げるために医師自体が一生懸命に努力して頑張らなければならないので、かなり負担が重くなってしまうということが挙げられると思います。

そういった形がずっと続きますと、やはり医師への負担が非常にかかってしまって、当然そういったところから医師が離れてしまうことにもなりかねませんので、こういった部分を抜本的に直すには、収益を上げるという分母を大きくする方法しかないと思うのですが、改めて、人件費の給与比率の割合を減らすために、どのように医業収支を上げていくか、方策をお聞かせ願えますか。

○（経営管理）管理課長

今、御指摘のありましたとおり、確かに小樽市の看護師、医師、事務職員等の医療スタッフは道内他の市立病院に比べまして、人数が多い。また、医師が他の病院に比べまして少ないという構図は、結果として出ております。ただ、当市よりも看護部門などにおいて人数が多い病院もございます。それは苫小牧市立病院と千歳市立病院でありまして、どちらも医業収支比率を100パーセント以上超えている病院です。医師を含めた人員配置のバランスがかなりいい病院でもあります。これらの病院と小樽の市立病院を比較した場合、やはり医師が少ないことが一番の違いであるという認識の下に、今後医師確保を進めていき、医師の数を増やし、収益を伸ばし、人員バランスをとっていきたいというふうに考えております。

○成田委員

特に、市立病院が新しくなることも、医師を招聘するための一つのきっかけにはなると思うのですが、市立病院調査特別委員会でも申し上げているように、いろいろな意味で医師が教育できるような環境を、ぜひ事務方のほうで整備してバックアップしていただければと思います。

◎病院統合による経費削減について

もう一点伺いますが、病院局長が新聞でもコメントをされていましたが、統合した後は経営の効率化が図れるということで、経費として2億円から3億円近くは少なくできる可能性があるのではないかというコメントをされておりました。当然、統合したとなれば、それなりに経営のメリットがあるのは間違いないと思うのですが、経費的な部分のほかに、人件費の部分も経営効率化を図れると思います。特に事務方においては人数が確実に減ることが予測されると思うのですが、事務方の人数が減ることと、さらに医療職給料表が導入されるということで、それも何年かたたないと結果は出ないと思うのですけれども、両病院を統合して事務方の人数が減る、経費が減る、そういったところを含めて考えると、全部でおおよそ何億円ぐらいの経費削減が見込まれるのか、お聞かせ願えますか。

○（経営管理）管理課長

両病院を統合した場合に、経費の削減が図れるということを病院局長は言っていますが、それは病院が二つあることにより、二重にかかっていた警備、清掃、ボイラーなどの管理経費、また燃料費、光熱水費などの削減により、約2億円から3億円程度の削減ができると見込んでございます。これに御指摘のありました事務職員の減員や医療職給料表の全職員への導入により、さらに約5,000万円程度の削減ができると見込んでおります。

○成田委員

総額という形では出しづらいものなのでしょうか。今、事務方では5,000万円程度ということで、保守管理といったところの経費で局長がコメントとして2億円から3億円という話だったので、合わせると3億円前後ぐらいの効果が出てくると思うのですが、今のところの計算ではそういった解釈でよろしいでしょうか。

○（経営管理）管理課長

総額で申しますと、経費で2億円から3億円、先ほど言いました人件費で約5,000万円、それから看護師などの減員によりましてさらに二、三千万円程度で、合計約4億円程度を見込んでございます。

○成田委員

当然、統合すると経営がよくなるというのは、だれもがわかっている状態ですけれども、その職員給与の人件費の削減や、そもそも統合がもっと早い時期に行われていれば、現在のように一般会計からの基準外の繰入れというのは行わなくて済んだと思うのですが、その部分のスピード感が少し欠けていたと思うのです。もっと早くできていればもう少しよい結果になったのではないかとと思うのですが、それについてはどのように思いますか。

○（経営管理）管理課長

医療職給料表を現在新規採用職員に導入して1年半になりますが、看護師では現在約5分の1が適用になってお

ります。全職員の適用につきましては、労使協議によりまして話し合った結果であり、それを前倒しすることは難しいと考えております。

また、財政支援の繰入金につきましては、平成23年度には当初予算よりも若干減額することができたことなどから、今後経営改革に努めまして、少しでも削減できるよう努力してまいりたいと考えております。

○成田委員

当然ながら、市民の皆さんは何でもかんでも繰り入れるなど言うのではなくて、基準外の繰入れがあれば、それは少しオーバーでしょうと、基準内の繰入れであれば、ルールで決められた繰入れですからそれはしようがないということですから、ぜひその部分に関しては何とか基準内でおさまるように引き続き努力をしていただきたいと思っております。また、今、市民の皆さんが市立病院に抱えている見方にはさまざまなものがあると思うのですが、期待に変わる一つの見方になると思いますので、そこは引き続き今の一番の課題だと私は思っていますので、努力をお願いしたいと思います。

◎公立病院としての経費削減の取組について

それで、公立病院という縛りがある以上は、経営的に改革しようとして経費を落とそうと思っても落とせない経費というのが絶対に出てくると思うのです。例えば、高額な物品を購入するのであれば、全部議会の承認を得なければならないし、人事に関しても全部自分たちで何でも独自でできるかということ、そこもスピード感に欠けてしまう部分があると思います。これ以上の経費削減が難しいとなったときに、果たして公立病院という形態でこれ以上できることがまだ何かあるのでしょうか。今の中でできる課題として持っていることがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○（経営管理）管理課長

従前より経費削減につきましては、いろいろな取組を続けてまいりました。平成23年度決算では、前年度に比べ経費につきましては2,300万円ほど減額することができました。病院局としましても、さらなる経費削減を検討すべく、病院局内に先月末に両院の職員で構成するサービス向上業務改善委員会を設置しまして、どういう取組ができるかという検討をしております。また、経営戦略会議のメンバーの中にワーキンググループをつくりまして、経費削減をさらに検討する方策を研究しているところでありまして、それらで今後具体的な方策を探っていくところでございます。

○成田委員

公立病院である以上は、当然ながら事務方も議会对応の部分で民間病院とは違って人手もとられてしまうと思っております。資料をつくる部分に関しても、表向きの資料をつくらなければならない部分で時間がとられるだろうと思っておりますので、人件費がかかってしまうのです。そもそも公立病院というスタンスで病院運営をしていくこと自体が、収益としてプラスになるというのは非常に難しいのではないかと私は考えるのです。全適で収支が全部賄えますというのであれば、市民からは苦情や批判が出てこないと思うのですが、今のように一般会計から多額の繰入れを続けていくとなれば、市民からはどうしても不満が出てしまうと思っております。一時的なものではしようがないですが、これから未来永劫続けていくという話には絶対にならないと思うので、もし公立病院という縛りの中で経営改革、経営改善ができない場合、将来的には独法化という部分もひとつの選択肢として考えていかなければならないと思うのですけれども、それについてどのようにお考えか、お聞かせ願えますか。

○（経営管理）管理課長

まず、新市立病院の開院後につきましては、財政支援での繰入金をもらわないように、現在は計画しているところであります。また、独法化につきましては、公立病院の経営手段の一つの手法であるという認識で我々は押さえております。現在の独法化につきましては、情報収集を行いまして、独法化した場合の利点や欠点などの洗い出し、また、当院が独法化する場合の課題などの洗い出しを進めて、そういった研究を進めている段階でございます。

○成田委員

特に、新市立病院が経営的にどうなるのかわからなくなる分岐点が、私は開院10年後ぐらいが一番人口も急激に減り始めて危ない時期で、そこが一応の分岐点になる時期だと思っていますので、ぜひ今の経営形態で10年間、15年間続けていけるのかというところを判断していただき、調査の結果も踏まえまして、経営形態を改めて選択肢を模索していただきたいと考えます。

◎決算全体の方向性について

最後に、決算全体の方向性について伺いたいと思います。

総務省から平成24年度の交付税の金額が9億円近く増えるという発表が本市には出ましたが、9億円が増えてどうするのかという話もあるので、最終的には決算でどうなるかという話になってくると思います。交付税がおりたとしても緊縮財政を続けて、増えた分は償還や基金に回して行って、ある程度そういった財政基盤を固める形に使っていくのか、それとも真逆に交付税がもし増額になり、余裕ができれば、市長が今考えている政策や施策に積極的に投資していくのか、それともバランスをとりながら当然そういった基盤、財政健全化の部分もとりつつ、市長の政策にもある程度お金を投入していくのか、その辺について、どういう決算を今後やっていくのかという大きな方向性を、最後に市長にお聞かせ願いたいと思います。

○市長

私は就任当初から、まず一つは財政の健全化ということで話をしてまいりましたし、小樽市が財政再生団体に決まってしまうという思いで取り組んできているところでございます。やはり財政再生団体になったときに市民の安全・安心を守ることは極めて難しい状況になってくるだろうと私は思っておりますので、そうならないようにしたい。それから、歳入歳出のバランスを考えたときに、歳入については他会計や基金からの借入れをなくして、何とか歳出とのバランスをとっていきたい。プライマリーバランスとまでは言わないまでも、そういうことでやっていきたい。

しかし一方では、やはり経済や雇用がもっと活性化することによって税収増に期待ができるとか、いろいろなことがありますので、ですから、単に緊縮的に使わないでため込むというようなことは全く思っておりません。やはり必要などころには積極的に財源を使って、経済なり雇用なりといったものについて元気を出して行っていただきたい。それが税収問題や人口増につながっていくということだろうというふうに思います。

その上で、市民の皆さんが安全・安心な生活ができるようなところにもある程度お金は使っていかなければいけないのだろうと思っておりますので、バランスは必要であります。決して一方的な緊縮ということではなくて、やはり必要などころには積極的に投資をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○成田委員

何でもかんでもというよりは特に重点的にポイントを絞ってという方向性だと思うのですが、ぜひそのような形でやっていただければと思うとともに、やはりこの間、上野議員もやはり若い世代が住むには教育という話もしていましたので、今の雇用ももちろんそうですけども、私たちの世代からすると教育の部分というところもお願いしたいので、ぜひ重点的にポイントを絞って配分して支援していただければと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎シルバー人材センターの保険について

まず、シルバー人材センター事業について質問させていただきます。

小樽市シルバー人材センター事業の 5 年間くらいの状況を調べてみたところ、平成 21 年度の全会員は 523 名で、5 年前に比べると 83 名減少しています。また、5 年前に比べて延べ就業者数も 8,931 名減少しています。受注件数だけは 100 件ほど増えているのですが、受注額が 3,958 万円減って、18 パーセントの減少となっている状況です。

それで質問しますが、シルバー人材センター事業費の補助金が 19 年度から 5 年間で半減しています。5 年前は 1,496 万円あったのが、23 年度は 710 万円に減少しているのですが、その理由と小樽市の補助金についてもあわせてお示しいただければと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

シルバー人材センターへの補助金削減の大きな理由につきましては、国のシルバー人材センター援助事業が平成 21 年度に政府の事業仕分けの対象となりまして、この事業に対する予算要求額の 3 分の 1 程度を縮減せよという決定になりました。その影響で補助金も減額されてきたということになります。

また、小樽市の補助金につきましては、小樽市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱の中で、補助金の額は毎年予算の範囲内で市長が定めると規定されておりまして、小樽市では国と同額を交付するという考え方の下で交付してきておりまして、国の補助金が減額されれば、それに合わせて小樽市の補助金も減額の上、交付してきたということでございます。

○川畑委員

全国的にもシルバー人材センターで働く高齢者というのは、仕事を請け負う形で作業先に派遣されているのが通例だと思うのですが、小樽市では、シルバー人材センターと会員との間でどのような契約をされているのか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）商業労政課長

小樽市のシルバー人材センターと会員との契約の関係ですが、会員として働くためには、シルバー人材センターの内容の説明を聞いた上で会員登録をしていただくことになっております。会員登録した後は、その会員にあった仕事があれば、センターから会員に対して電話連絡などで意思確認をし、本人が仕事をする事になれば、そのまま現場に行き仕事をしていただくというシステムになっておりますので、会員登録のみで、特に雇用契約を結んでいることではないと聞いております。

○川畑委員

ということは、口頭で契約をしていて、書面での契約はされていないということよろしいのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

はい、そのとおりでございます。

○川畑委員

新聞報道によりますと、シルバー人材センターで働く高齢者は、作業中に事故があっても労働災害と見なされず、健康保険も適用されない状況だそうです。また、シルバー人材センターから仕事を請け負う形で作業先に派遣されていることから、シルバー人材センターとは雇用契約がないために労災保険の対象にならないといえます。また、本来であれば、仕事上での負傷者は労災保険の適用の対象になるのですが、シルバー人材センターの仕事で負傷したことを伏せて健康保険の申請をする人もいるという報道がありました。

そこで伺いますが、シルバー人材センターと、もう一つ地元高校生のスキルアップを促進するための主に高校 1 年生、2 年生を対象にした事業所実習を実施するという実労働をしていると思うのですが、これらの保険の取扱いについては、どのようにしているのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

今の保険の取扱いですが、まずシルバー人材センターでは、シルバー人材センターの会員就業規程で、傷病等については会員の傷害保険の定めるところにより補償されることになっておりまして、シルバー人材センターにつきまし

てはシルバー団体傷害保険という保険を掛けていると聞いております。

また、今お話がありました高校生のスキルアップの事業所実習についてですが、高校生の事業所実習で、いわゆる講習を経ないで行うインターンシップについては、学校側がインターンシップ保険のようなものを掛けて対応しているところだと思いますけれども、本市のスキルアップ事業で行っている事業所実習については、夏休みや冬休みを利用したアルバイトという形で報酬を得て実施しているのが特色になっておりますので、実習先がアルバイトとして雇用契約を結んでいることになっておりますので、そういったインターンシップ保険のようなものは掛けていないものと考えております。

○川畑委員

それでは、高校生はアルバイトということで、恐らく雇い主が保険を掛けているだろうということですね。

それで、シルバー人材センターの保険については、今、団体傷害保険と答弁されましたが、その内容について把握していますか。

○（産業港湾）商業労政課長

シルバー団体傷害保険というものでありまして、内容につきましては、入院保障で日額3,000円、通院保障で日額2,000円、災害死亡保障で900万円、後遺障害補償で36万円から900万円といった内容となっていると聞いております。

○川畑委員

道内で昨年1か月以上の入院を伴う負傷者が11名という報道がありました。小樽市では1か月以上の入院を伴うような負傷者はいなかったのでしょうか。また、入院以外で業務上と思われるような負傷者がなかったかどうか、お聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、小樽市内で昨年1か月以上の入院を伴う負傷者がいたかということですが、そちらについてはいないと聞いております。また、業務上の負傷者ですが、これにつきまして私どもも聞いている限りでは、平成22年度で2名、23年度で3名、24年度は8月末現在で1名負傷者がいたと聞いております。

○川畑委員

平成23年度は、けがによる通院が3名で、入院された方はいらっしゃらないのですね。

○（産業港湾）商業労政課長

補足しますが、平成23年度については、3名のうち1名は入院されておりますけれども、入院日数が19日ということで1か月以内と聞いています。

○川畑委員

要するに、先ほど私が言った1か月以上の入院は少ないということですね。

負傷の程度によっては自己負担を強いられることもあると新聞には書いてありましたが、小樽では傷害保険で不足、あるいはそれがもとでトラブルになったようなケースは報告されていないのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

今の傷害保険の不足あるいはトラブルについて確認しましたが、特になかったと聞いております。

○川畑委員

シルバー人材センターの事業は、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化にも貢献するという事業だと伺っています。私の周りでは、単に生きがいを得るだけでなく、生活費の一部として働いている方も見受けられます。市の補助金も年々削減されて、5年前に比べると半減しているのですが、これ以上の減は今後の運営にもいろいろと支障を来すことになるのではないかと思います。国の補助金が減額されるような事態が起きた場合でも、市が国の減額に連動するのではなく支援していただくようお願いして、この項目の質問を終わりたいと思います。

◎沿岸漁業振興対策について

次に、沿岸漁業振興対策についてお伺いしたいと思います。この沿岸対策については、3点ほど伺いたいと思います。

一つ目は、藻場造成事業についてですが、磯焼け対策事業として平成22年度以降に計上されているようです。22年度の小樽市の漁協への助成から、23年度は忍路海域の石灰の剥離等の業務が民間委託に変わっていますが、助成から民間委託に変わっている理由と、委託先あるいは具体的な作業などについてお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）水産課長

藻場造成事業についてでございますが、平成22年度につきましては、小樽市漁協が事業主体となりまして、市が補助して造成事業の実証実験を行ったところでございます。翌23年度につきましては、忍路漁港整備事業の関連事業といたしまして、市が事業主体となって道からの補助を受けて実施している事業でございます。委託先につきましては、いずれも株式会社海洋探査でございます。事業の内容としては、11月にムラサキウニを移動させまして、その後、岩を覆っている石灰藻という藻を剥離し、3月にその効果を調査するという内容になってございます。

○川畑委員

平成23年度の決算説明書には、忍路漁港整備関連事業関係として、忍路漁港整備道直轄工事費、忍路湾海岸通線雨水側溝敷設事業、忍路区域藻場造成事業という三つの事業があると書かれています。この三つの事業の関連性についてお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）水産課長

忍路漁港の整備ほか全3事業の関連ですが、忍路漁港の整備に当たりましては、国の制度でございます漁村再生交付金事業という事業制度を活用してございます。この制度では北海道が事業主体となります漁港の整備のほかに、市が事業主体となる、今、委員がおっしゃいました市道の雨水側溝の敷設事業や藻場造成事業を行うという制度でございまして、この関係から同じ漁村再生交付金を活用した事業として漁港整備、雨水側溝の整備、藻場造成事業と三つの事業が実施されているところです。

○川畑委員

平成24年度の予算では、藻場造成事業が道の補助を得て200万円計上されているのですけれども、藻場造成事業の計画は今後継続されていくことになるのかどうか、その辺を確認させてください。

○（産業港湾）水産課長

現在、計上しております忍路区域藻場造成事業につきましては、平成23年度、24年度の2か年の事業でございまして、本事業につきましては、24年度で終了いたします。

○川畑委員

そうしたら、今年度で終わるということですね。

私が少し気になったのは、磯焼け漁場というのは忍路地区以外にも小樽市内の近海にはたくさんあると思うのですが、忍路区域以外での事業計画はあるのでしょうか。また、今後このような事業といいますか、昆布を再生するような、海藻を再生するようなことを検討される手法などがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）水産課長

藻場造成にかかわる他の計画でございますが、小樽市漁協では本年10月から11月の間に、小樽市内沿岸域ほぼ全域を対象といたしまして、胞子がでやすくなった昆布をスポアバッグという水に溶ける素材の袋に詰め込んで、重しと一緒に磯焼け状態の海底に投入するという事業を行う予定になってございます。この調査につきましては、2013年3月に調査するという事業を予定しております。

○川畑委員

今の事業は相当広範囲にわたってやられるということですか。

○（産業港湾）水産課長

先ほどは、ほぼ市内沿岸全域ということで答弁いたしました。具体的にいきますと、銭函地区、船浜地区、高島地区、祝津地区、塩谷地区、忍路地区というように沿岸域を 6 地区に分けて行うように考えているということで承知しております。

○川畑委員

今の地域からいくと、小樽沿岸のほとんどの地域という形になるのではないかと思います。これには道からの補助金等が見込まれるのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

この事業に対してましては、北海道からの補助金が出るということになってございます。

○川畑委員

補助金も出るということになれば、磯焼けに対する積極的な取組が今後も期待されるのだらうというふうに思います。私も沿岸に住んでいるものですから、どうしても磯焼けに対する漁業者の負担というか、そういう困惑が目に見えるわけで、今後もそういう点で、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

◎トド被害について

次に、トド被害の問題について伺います。トドは環境省としても絶滅危惧種に指定しているということですが、全道の駆除枠がどのようになっているかお聞かせください。

○（産業港湾）水産課長

北海道の駆除枠についてでございますが、現行では、1 年間に 257 頭という枠が定められております。

○川畑委員

刺し網や定置網などに被害が及んでいるということがよく聞かれるところです。漁業者の方、漁協が大変な状況にあるということも報告を受けています。小樽沿岸のトド対策協議会に委託している駆除などで漁具被害を抑えようとしていると思うのですが、このほかにどのような対策を講じているかをお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）水産課長

漁具被害をできるだけ食いとめる対策についてですが、やむを得ない措置といたしまして、トドがいるようなときには刺し網を入れない、トドがいないときに刺し網を入れるという形で対策を講じております。

○川畑委員

そういう点では、被害を減らすために定置網や刺し網の時期をずらすようなことも考えていると思うのですが、今、私が得た情報の中では、網の強化を検討しているということをお伺いしています。これらについて全道的に実施しているようなところがあれば、その費用などをお示しいただけますか。

○（産業港湾）水産課長

今、委員からお話のありました強化網についてでございますが、非常に高価な網になっていると伺っております。現在、定置網につけます袋網についての強化網は実用化されておりますが、非常に高額なものになっております。そのため、その導入費に対しましては、北海道からの助成金というのが出ているように聞いております。

○川畑委員

時間が無いのでこれで終わりにしますが、道からの補助があっても、漁業者には相当な負担になるのではないかなと思うのです。そういう点では、市としても可能な支援を検討してもらいたいということを希望して、私の質問を終わらせていただきます。

○小貫委員

◎土地取得事業特別会計について

決算説明書の254ページ、土地取得事業特別会計について伺います。主な役割と平成23年度の事業内容についてお聞かせください。

○（財政）財政課長

土地取得事業特別会計についてでございますけれども、この会計は公共用地を先行取得するために設置されました小樽市土地開発基金が公用若しくは公共に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地を取得する事業を行う際に、歳入歳出を明確に整理するために土地取得事業特別会計を設けまして基金の運用益などを含めて、経理をしているところでございます。

平成23年度の状況についてですが、23年度決算といたしましては、土地の取得などの事業がございませんでしたので、基金としての運用益、一般会計の長期貸付金と振替運用による利息、それと土地の貸付けによる収入を受け入れまして、歳出はその部分の見合いを基金に積み立てるということで決算しているところでございます。

○小貫委員

第3回定例会の総務常任委員会で自民党の鈴木委員の質問に対して、土地開発公社の今後についての答弁がありました。もう一度どのようなものだったのか確認したいと思いますので、お答え願いますか。

○（財政）契約管財課長

小樽市土地開発公社の役割と今後どうするかという御質問でした。その中で、小樽市土地開発公社については、一つには時代背景の流れでその役割がどうなっているか。今後なくなった場合に、市としてのどのような事業への弊害があるのかということのをこれからも検討しなければなりません。もう一つは、国における地方公共団体の財政の健全化に関する法律で第三セクター等改革推進債が平成21年度から25年度まで適用になるので、これを利用して公社の解散ということも検討を始めるということが市として考えている今の流れです。

○小貫委員

それで、まず土地開発公社と土地開発基金の違いについて簡単に説明してください。

○（財政）契約管財課長

両方とも公共事業の推進のために土地を先行取得することが共通の目的だと思います。土地開発公社につきましても、基本的には、土地開発公社が持っている土地を市が買い戻すために補助事業の対象になる土地を土地開発公社が一般的に先行取得して市が買い戻して補助事業の対象になってくると。もう一方は、あらかじめ市が買っている土地なので、補助採択の対象にはならないというのが違いでございます。そのような中身ですから、先行取得のためにどちらで土地を取得しているかというのは、そのときの市の判断で購入している形になります。

○小貫委員

要は、両方とも土地を先行取得するために買って置くということだと思いますが、土地開発基金が取得している土地については、財産内訳書の平成22年度版の183ページに載っていましたので、これについて幾つか伺いますけれども、小学校建設予定地という記載がありますので、これについて取得の目的と今後の見通しをお聞かせください。

○（財政）財政課長

この土地につきましても、昭和56年に取得しておりますが、当時は小学校の建設用地という目的で取得しているところでございます。しかし、その後、人口減や少子化など社会情勢が変化しておりますので、本市でも学校については適正配置を行っている最中でございますので、現在につきましてもこの土地での学校建設という見通しは立っていないところでございます。

○小貫委員

潮見台4丁目とありますけれども、具体的にはどのあたりですか。今聞いていても皆さんはイメージがわかかなかったと思うので、お聞かせください。

○（財政）財政課長

場所につきましては、潮見台のかなり奥のほうで、ゴルフ練習場があるところの横の用地になります。

○小貫委員

要は、山奥だということだと思います。

もう一つ、畜産関係事業用地というのが幾つかありますけれども、これについても同様に取得の目的と今後の見通しについて、お聞かせください。

○（財政）財政課長

この土地につきましては昭和50年に取得しておりまして、当時は畜産関係の事業を行う用地という形で取得したところです。ただ、こちらにつきましても、情勢の変化等もございまして、現在のところ具体的な計画などはないところでございます。

○小貫委員

農政課にお聞きしますが、今このように畜産用地として取得したとの答弁がありましたけれども、この間豚が火事に遭いまして、大分いなくなったと聞いていますが、畜産事業が塩谷で今後発展する見通しはあるのでしょうか。答えられるようでしたら、答弁をお願いします。

○（産業港湾）農政課長

畜産につきましては、養豚が1軒あったのですが、今年火事になりました、今後、その方は恐らくやらないということで、小樽市内で養豚をやられる方はもういらっしゃらないのではないかと思います。

○小貫委員

大変悲しい結果で、このままとっておいてもどうしようもない土地なのではないかという気もしますが、今気になる土地を二つほど挙げたのですけれども、これらの土地を売却するとしたら、それぞれ幾らになるのか、取得額との比較も含めてお聞かせください。

○（財政）財政課長

財産の内訳としましては、あくまでも取得価格ということになっておりますが、売却に当たりましては、評価を行いまして、時価を算出する必要があると考えておりますけれども、現在、売却に向けてそういう作業を行っておりませんので、一体幾らになるかというのはお答えできないものです。ただ、昨今の土地の下落状況を考えますと、当然のことながら、取得価格よりは下回っているということは考えられると思います。

○小貫委員

これも土地開発公社と同様で、今改めて後のために買っておく必要がない情勢だというのが明らかになったと思うのです。

それで、先ほど説明がありましたように、今年は土地の増減がなかったということですが、最後に増減があったのは何年になるのでしょうか。

○（財政）財政課長

平成15年度に塩谷漁港施設用地の一部を北海道、小樽土木現業所に道路用地として売却したのが最後という形になっております。

○小貫委員

10年近く土地が動いていないということだと思いますが、せっかくですから、この会計と一般会計の財布を一緒にして、今残されているわずかな現金が約6,000万円ありますけれども、これを活用するとともに、今年でいえば20万円の利子が一般財源から払われているのですけれども、毎年こういったものも回収していくことを考えたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○（財政）財政課長

活用という部分につきましては、現状においても土地開発基金からの借入れを行いまして、財源対策をしているという部分もございますが、委員がおっしゃるとおり、土地開発公社同様、土地を先行取得することの考え方は、当時とは大分状況が変わってきておりますので、土地開発公社をどうするかという議論をこれからしていく形になりますけれども、その中の検討にあわせて、やはり土地基金につきましても同様に検討してまいりたいというふうと考えております。

○小貫委員

監査委員の審査意見書の22ページに土地開発基金の運用状況の28万1,420円という利子の収入があるのですが、これも、これと土地開発事業特別会計の利子20万32円の違いについて御説明願えればありがたいと思います。

○（財政）財政課長

基金は、本年3月31日現在の現在高という形を示しております、そういう部分では市の決算と若干考え方が異なっております。まず、決算説明書の数字というのは、平成23年度の決算で言いますと、23年度にかかる部分の果実分、23年度に運用していった中の利息分を計上しております、基金は4月から3月31日の時点という形で、まずその部分にずれがございます。具体的に言いますと、3月31日まで運用してきた利息というのは、年度が超えて4月以降に積み立てる形になりますので、例えば23年度中に4月1日から3月31日まで預金していたとすると、その利息をおろして、その後4月以降に基金に積み立てる形になりますので、その部分は3月31日の基金の残高にはまだ入ってこない形になりまして、逆にいうと、その前の年の決算説明書に書いてある金額が積まれるような形になりまして、その差が決算説明書と審査意見書の数字の違いになっております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党へ移します。

○前田委員

◎駐車場使用料について

昨日に引き続き、駐車場の経営状況について聞きますが、決算説明書の59ページの下段、駐車場使用料のところに、予算現額と収入済額、増減があります。その増減のところにあるマイナス125万6,051円について説明してください。

○（建設）庶務課長

決算説明書の59ページにあるマイナス125万6,051円の内訳についての説明ですが、各駐車場の未納の合計がこちらになりますので、駐車場ごとに金額をお知らせいたします。

まず、花穂駐車場の未納の金額ですが、64万627円のマイナスです。台数にしまして年間で延べ38台になります。続きまして、若竹駐車場ですが、61万2,115円のマイナスです。それから、桜駐車場ですが、14万1,715円のプラスです。続きまして住ノ江駐車場は、20万4,824円のマイナスです。そのほか駐車場とは関係ありませんけれども、その他として5万9,800円の自動販売機の設置の使用料がございまして、合計で125万6,051円のマイナスとなっております。

○前田委員

よく聞き取れなかったのですが、花穂駐車場の64万円というのはマイナスですか、プラスですか。

○（建設）庶務課長

マイナスでございます。

○前田委員

そうしたら、若竹駐車場の61万円何がしというのもマイナスでよろしいですか。

○（建設）庶務課長

そのとおりマイナスでございます。

○前田委員

桜駐車場の14万円は、プラスでいいですね。

○（建設）庶務課長

桜駐車場はプラスになっております。

○前田委員

それで、住ノ江駐車場が20万円何がしのマイナスで、その他で5万円何がしがマイナスということで、トータルで……。

○（建設）庶務課長

5万9,800円はプラスでございます。

○前田委員

ということで、トータルで125万6,051円のマイナスということで、どこの駐車場がどういう経営状態なのかということをお聞きしましたが、昨日の若竹駐車場の話に及んでいくのでございます。聞いている範囲では、この4か所の駐車場のうち若竹駐車場だけが借地になっているのです。平成23年度でいうと、若竹駐車場は251万735円が借上料で、これが持ち出しとなる経費です。それで収入が242万2,535円ということで、単純計算をすると8万8,200円の逆ざやというか、赤字になっているのです。昨日、あなたたちが言ったように人件費や紙代などの事務費、そういうことを入れないで、ただ、これだけで8万8,200円の赤字になっているのですが、赤字になっている原因は何ですか。

○（建設）庶務課長

8万8,200円の原因ですけれども、いずれも未納ということで8万8,200円のマイナスになっております。

○前田委員

未納とはどういうことなのですか。

○（建設）庶務課長

駐車場を使用していただいている方にこちらで納付書をお送りしているのですけれども、払っていただけないという状況になってございます。

○前田委員

この若竹駐車場の駐車のできる総台数というか、スペースと現在どういう契約になっているのか、収入率はどういうことになっているのか、少しお聞かせください。

○（建設）庶務課長

駐車できる区画が全部で49区画ございます。そのうち27区画が9月末現在ですけれども、契約となつてございませぬ。

平成23年度ですけれども、収入額が222万2,535円になっておりまして……。

○前田委員

そうしたら、聞き直します。平成23年度の収入率は幾らですか、何パーセントですか。そして、今、9月で恐らく縮めているのは、市の会計年度で言うと4月1日からだと思いますけれども、この9月末までの契約台数と収入率はどうですか。

○（建設）庶務課長

平成23年度の収入率ですけれども、96.4パーセントになってございます。24年度については、今は持ってきておりませぬので、わかりませぬ。

○前田委員

それで、この未納の方には、どういう対応をされているのですか。契約を打ち切ってもういなくなったのか、ずっとその未納の方が引き続いて使用しているのか。それと今の未納の方への対応はどうされているのですか。

○（建設）庶務課長

未納対策についてでございますけれども、督促状などの書面での督促、それから戸別訪問ということをやっております。駐車場の使用料の収入につきましては、4月から1年間の契約になっておりますので、1年以上続くということはないのですけれども、現在は最大で1年間の未納が続く状態になってございます。

○前田委員

税金の収入率の話も議会で出ていますけれども、何かずいぶん他人事というか、それこそ我々民間だったら当然契約を打ち切りますよ、お金を払わないのであれば。税金の場合は千何百件の差し押さえなど、いろいろとやられているのですけれども、そうした中に若竹駐車場の関係のものは含まれているのですか。

だから、そういう滞納されている人への取扱いは、今の答弁のようにただ訪問するという程度で済んで終わって不納欠損で処理されることになっているのですか。

○建設部小紙次長

先ほど課長から答弁いたしましたように、未納の方に対しては、文書等で未払の分の請求をするということはずっと続けております。そのほかにこの駐車場の契約というのは、1年契約になっておりますので、一月でも滞納された方については次年度以降の更新は認めないという方向で取扱いをしているところであります。

○前田委員

それでは、昨日も話しておりますが、直近5年間の収支といいますか、費用と収入をお聞かせください。

○（建設）庶務課長

5年間の収支についてでございますけれども、平成19年度から申し上げます。19年度の若竹駐車場の使用料の合計が247万631円に対しまして、61万6,369円のマイナスです。20年度が3万6,750円のマイナスです。21年度がゼロです。それから、22年度が5万8,800円のマイナスでございます。それから、23年度が先ほど申し上げましたように、8万8,200円のマイナスでございます。

○前田委員

今、直近5年間ということでお聞きしました。この中の平成19年度は61万円何がしのマイナス、20年度が3万6,750円ですか、21年がプラマイゼロ、22年度が5万8,800円、それで21年度のこれを聞きたいのですけれども、収入も借上料も同額でプラマイゼロというのですけれども、これはどういうことでこういう形になっているのか、お聞かせください。

○（建設）庶務課長

平成21年度につきましては、未納者がいなかったということでございます。

○前田委員

未納者がいなかったので、プラマイゼロだということは、借上料というのは契約の収入見込額が同額になるという考えで借上料を設定しているのですか。これを見ると、ずっと毎年のように借上料が上下しているのです。それで、もっと古い数字でいきますと、プラスになっている年もありますが、平成18年度からずっと、17年度も、16年度も、15年度もそうですし、それ以前もそうだと思いますけれども、ほとんどが赤字なのです。

何が言いたいかという、先ほども49台のスペースがあって27台しか契約されていないということで、22台が余っているのです、実際に。昨日も7時半過ぎにその場所を通って見ましたが、23台分は車が入っていませんでした、それが契約されているかいないかはわかりませんが。そのほかにトラロープが張ってあり、全部閉鎖されているところもあって、今、聞いたら49台のうち27台が入って、22台分は契約されていないということですから、私が数え

た台数と大体合っているのです。そういうことで、私は、これだけの赤字が毎年のように出てきているし、借上料と収入を合わせて、こういう借り方をしているので、こういう構成になっているのでしようけれども、これを満額で借りているとするならば、相当な赤字が当然出てくるのです、借りる人がいないのですから。そして、地域の人のいろいろなやりとりがあった中で、こういう高架下の駐車場がつくられたのだらうと思いますけれども、一定の役割は終わったのではないのかと思います。あの当時は人口もいたでしょうし、車の置くところもなかったのかもしれませんけれども、あの周囲を見ますと、今は結構空き地もありますし、ほかの車がとまって、そういう経営をされている方も見受けられます。

そういうことで、結果的には、市民の大切な税金を一部そういう地域の人に手厚く還元しているということになっているのです。こういう状態が長く続いてきて、計算していくと、恐らく総額何百万円にもそれ以上にも、当然1,000万円以上にもなっていくのだらうと思いますけれども、やはり公平性のある程度欠いているのではないかと私は見ているのです。この利用状況を見ても、49台のところ27台で、22台のスペースが余っているということ、これを埋めきることは恐らく何年かかっても無理だと思います、実際問題。それで、一定の役割を終えているのであれば、これ以上税金をつぎ込む必要があるのかということなので、これを返すのか、だれか新たな経営者、地域の人が管理して自分たちで経営しますという人がいるのであれば、そういう人をお願いをして、そういうことで一定の決断、判断をする時期に来ているのではないのかというのが質問の趣旨です。それでこれはここでもう終わりますけれども、そういうことでよろしいですか。

○建設部小紙次長

若竹駐車場の役割も一定程度終えたのではないかという御質問でございましたが、若干、若竹駐車場の成り立ちについて説明させていただきたいと思います。この駐車場は御存じのとおり、高速道路の下にありますので、高速道路ができたときにつくられたのですが、高速道路がつくられるに当たって、もともとそこに住まわれていて補償で移転された方のほとんどが高速道路から上のほうに移住された状況があります。その方たちに車を持っている方が多くいたこと、新しく移られたところが急坂で冬などは車が上がれないということなどから、何とか高架下を駐車場に使いたいということで、町会と一緒に市に相談に来られたという経緯があります。市がNEXCO東日本に駐車場として何とか使わせてくれないかという話をしたところ、高架の下ということで管理上の問題から個人にはなかなか貸せないが、市が借りるのであればいいということだったものですから、市が駐車場として整備して、移転された方にお金を取ってお貸したということでした。当然、NEXCO東日本には地代を支払わなければならないので、駐車場の代金としていただいたお金を土地代としてそっくりNEXCO東日本に支払うという構図がそのときにできまして、それで収支として入ってきた金が全部流れるので、駐車料金を全部支払っていただければ収支はゼロになるということです。

それは委員が言われたように、すべての車が全部埋まったらそういう状況になるということでしたが、昨日も少しお話をいただきましたけれども、赤字が多いということで、それはあいているときには賃料が入ってこない状況があるため赤字になるという御指摘を平成18年当時の議会でいただきましたので、市では再度NEXCO東日本と協議をいたしまして、使った場所、そして使った期間、実質とまっていた期間だけの賃料を支払うということで、今回のようにあいている場所については当然賃料を払いませんし、月で抜けている部分も支払わないということで、実質使った期間だけの賃料を支払うという契約に、NEXCO東日本との協議の中でさせていただきまして、現在に至っています。

それで、23年度の赤字という8万8,200円は、単に賃料として借りた方から支払っていただけなかった部分のみの赤字です。ですから、借りた方がきちんと支払をいただければ、これからも収支がゼロという形になります。そのようなことで、現在はいろいろと借りている方を調べましたら、まだ依然として70パーセントの方が当時から借りているという状況もありますので、市としても御指摘のように赤字でいいということにはなりませんので、今

後は滞納対策の強化ということで、未納者に対して何とか使用料を支払っていただくといった動きを今後も強く進めていきたいということで、若竹駐車場が赤字だから即やめるという考えは今のところ持ってございません。

○前田委員

わかりました。ただ、そういうことで赤字が出ているので、極力赤字が出ないように、プラマイゼロになるように、確かに使われている方もいらして、急坂なところに住んでいて、そこへ車を置いている人もいるでしょう。だから、それはわかるのですけれども、税金がこういうことで使われているということは、やはり基本的には問題だし、ほかの駐車場の人はどうするのですか。1日100円でも、月1,000円でも安くしてあげたらどうなのですかと。公平性を欠くのではないかということで、私は今質問しているのでございますので、そういったことでもう少し長い目で見ていますから、よろしくお願いいたします。

○上野委員

◎成年後見制度について

成年後見制度についてお尋ねします。成年後見制度利用支援事業というのが、平成22年度から始まっていますが、そもそもこの成年後見制度がどのような制度かお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

成年後見制度についてでございますけれども、この制度につきましては、認知症や知的障害者などで判断能力が十分ではない方のために家庭裁判所から選任されます後見人が御本人にかわりまして、預貯金の管理、介護施設の利用契約などを行い、生活を支援するというものでございます。

○上野委員

その制度の支援事業として平成22年度から始まって、小樽・北しりべし成年後見センターというのでございますけれども、その業務内容と体制についてお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

小樽・北しりべし成年後見センターは、平成22年4月に立ち上がっておりまして、社会福祉協議会の一組織ということでございます。業務内容といたしましては、先ほど申し上げました後見人をつけるためには、家庭裁判所に申立てをしなければなりませんので、その業務を担う部署、それからその申立てをした際に家庭裁判所が後見人をつけますが、成年後見センター自身が法人後見として後見業務を担うという部分もございます。また、成年後見制度についての総合的な相談窓口という部分も担っておりまして、この背景につきましては、年々増加しています認知症高齢者の方たちが実際に自分の財産を管理できないというケースが増えてきていることから、これを何とかしなければならぬという動きが市民の中から起こりまして、市に対しても社会福祉協議会に対しても成年後見センターの設立に関します申入書が出されまして、社会福祉協議会あるいは小樽市の中で検討した結果、22年4月に設立にこぎ着けたという背景でございます。

○上野委員

今おっしゃったような業務をされているということですが、平成22年度から23年度で事業費が増額になっておりますので、たぶん利用者が非常に多くなっていることが推測されるのですけれども、その実際的な利用、相談業務もありますし、たぶん申立て件数もあると思うのですけれども、22年度から始まって現在に至るまでの推移を含めて、現在把握している限りの利用状況と、北後志ですから小樽市だけではないと思いますので、その市町村ごとの差というものがわかればお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

成年後見センターの利用状況についてでございますけれども、まず先ほど相談総合窓口ということを申しましたが、この相談件数については平成22年度に約500件、23年度末においては若干少なくなっておりまして420件となっ

ております。この件数の減については、当初成年後見センターがどのようなことをするのかという業務内容の市民に対します認知度がまだ低かったということで、23年度はある程度周知されておりまして、成年後見に特化した相談が寄せられたために、若干件数が落ちてきているという分析をしております。

また、成年後見センター自身が後見業務を受任する件数についてでありますけれども、22年度は19件、23年度は12件で、現在も約30件の受任をしております。参考までに21年度以前については、この申立てあるいは受任件数というのは多くても年間2件ほどでございました。それを考えますと、成年後見センター設立に当たりまして、後見を担う需要が潜在的にあって、成年後見センターによって利用が大幅に増えたというふうに分析しております。

市町村ごとの件数は、まず相談件数でございますけれども、23年度で申し上げますと全体で420件の相談件数がありまして、そのほとんどが小樽市でございます。その前に、小樽市と北後志の5町村で成年後見センターの負担金を支出しておりますが、小樽市、余市町、仁木町、赤井川村、古平町、積丹町という6市町村になっております。相談件数は小樽市で366件、余市町で18件、古平町で12件、積丹町で1件、その他ということで23件ございます。それから、後見業務の受任件数でございますけれども、24年3月末現在で31件ございますが、内訳としましては、小樽市が27件、余市町1件、古平町1件、その他ということで2件、合計31件になってございます。

○上野委員

市町村ごとの人口差もありますが、やはり圧倒的に小樽が多いということで、小樽の高齢化率の高さと、また認知症等によるそういう方々の多さということもよく見えると思うのですけれども、先ほども相談申立て件数も増えまして、今のところ30件ほど来ているということで、これからもそういうところを利用される方が増えることが望まれますけれども、今後の体制について利用件数が増える中でやはり体制強化も図っていく、そういうお考えをお持ちかどうか、お聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

体制強化の関係でございますけれども、成年後見センター立ち上げの当初は、所長1名、社会福祉士1名の2名体制でスタートしておりますが、平成23年度末では所長、社会福祉士2名、そのほかに臨時職員1名という4名体制になっております。さらに、24年度で申し上げますと、件数の増、申立て件数の増、相談件数の増等によりまして、さらに1名増えておりまして、現在は5名体制になっております。今後もこの申立て件数あるいは相談件数は増加することが見込まれますけれども、成年後見センターの人件費相当は、先ほど申し上げました6市町村で負担しているということもございますので、今は申立てがあったものを大体すべて成年後見センターで受任しておりますが、市内には後見になり得る弁護士等の専門職の方もございますので、役割分担等について今後協議をしてみたいと思っております。また、体制についても6市町村あるいは専門の弁護士等の方と協議をしながら、今後どういった体制にしていくのか、考えてまいりたいと思っております。

○上野委員

ぜひともよろしく願います。やはりこういう相談が増えているということは、孤立している方が非常に小樽は増えているということもあると思いますので、成年後見制度だけではなくて、先ほどから生活保護の話も出ていますが、いろいろな部署が連携していかなければならない案件かと思っておりますので、ぜひとも今後とも充実した体制を整えて、各部署との連携を図って進めていただけたらと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

理事者が入室いたしますので、しばらくお待ちください。

（理事者入室）

公明党の質疑に移ります。

○千葉委員

◎若竹駐車場について

先ほどの若竹駐車場の件について一言申し上げますが、未納対策というお話がありましたけれども、地元の方にとっては本当に大切な駐車場ですし、あの地域は冬の事情がほかとは格段に違うというふうに私自身は感じております。ですから、未納については未納の対策をきちんとしていただいて、駐車場は地域の方々のためにも確保していただかなければならないものだと思いますので、ぜひその辺をしっかりと考えていただいて、今後も安全・安心な駐車場としての運営をよろしくお願ひしたいということをお述べさせていただきますと思います。

◎定住自立圏構想の推進事業について

では質問に入りますが、初めに、定住自立圏構想の推進事業について伺ってまいります。北しりべし定住自立圏共生ビジョンが平成22年に策定されました。そこで事務執行状況説明書にあります定住自立圏構想の推進事業について伺いたいと思っています。1ページに北しりべし定住自立圏共生ビジョンの進行管理という記載があるのですが、この事務内容について御説明をお願いします。

○（総務）企画政策室上石主幹

平成20年11月に策定しました定住自立圏共生ビジョンについて、定住自立圏推進要綱では毎年度所要の変更を行い、総務省へ報告をしなければならないことになっております。共生ビジョンは5年間の事業計画を盛り込んでおりまして、その間の実施事業や事業費につきましては、あくまでも見込みで置いております。そのこともありまして、実施事業の追加や各事業費が確定した後にその変更を行い、総務省に報告しております。また、あわせてホームページの管理も行っている状況です。

○千葉委員

平成23年度に執行された事業について、事務執行状況説明書には北しりべし定住自立圏地域資源情報発信事業ということで、幾つかの記載がありますが、その主な事業内容と決算額、その財源について御説明願えますでしょうか。

○（総務）企画政策室上石主幹

まず、地域資源情報発信事業ですが、これは今後、圏域一体となった活性化の取組を実施するに当たりまして、まず圏域全体の地域資源の情報収集及び情報の共有と発信に取り組む必要があることから実施した事業であります。昨年、総務省が定住自立圏地域創富力高度化調査事業を実施しましたので、小樽市としてその事業に提案したところ認定されましたので、その事業の一環として実施したものであります。そして、この経費につきましては、100パーセント国庫委託金で賄われているものであります。

また、この事業費におきましては、情報発信事業としましては355万3,252円になっております。そのうち、この国庫委託金の財源ですけれども、353万100円になっております。

○千葉委員

今回は国庫委託金ということで行われたと伺いましたが、事業の効果についてはどのような効果があったのか、お示し願えますか。

○（総務）企画政策室上石主幹

先ほど答弁が漏れた部分ですが、この事業の主な内容としましては、直売所ガイドブックの作成がありまして、これにつきましては後志地域にある直売所の紹介をするものであります。あわせてその農産物を活用したジュースやジャムといった加工品についても紹介しているものであり、圏域全体の食資源の魅力を新たな地域の魅力として圏域内をはじめ、札幌市手稲区を中心にガイドブックという形で配布して周知を図ったものであります。また、これは単に直売所を紹介するものではなく、生産者の声や流通していない食材を紹介することにより圏域内に足を運んでもらうという考えで作成したものであります。あわせて、小樽にありますFMおたるを活用した後志の

食資源に関する情報発信を 8 月から 11 月にかけて、各市町村で月 2 回の実施をいたしました。また、あわせて、生産者を対象に付加価値向上セミナーを 2 回実施しておりました。

こういった事業実施におきまして、先ほども申しましたが、まずは地域の基幹産業である 1 次産業の生産物の情報収集を図り、圏域一体としての情報発信を行うことができたのではないかと考えております。

また、昨年度の地域創富力高度化調査事業は、企画政策室所管の事業として行ったのですが、このほか同じく移住促進事業についても移住のパンフレットやキャンペーンについても地域創富力高度化事業の位置づけとして実施をしております。また、観光プロモーション事業としましては、事務執行状況説明書に記載しておりますが、小樽・北しりべし観光情報冊子及び観光コース紹介リーフレットの作成や観光パンフレットの収納ファイルも作成しておりますけれども、これはクルーズ船セミナーの実施にあわせて作成したものであります。また、昨年度実施しました海外プロモーションの事業についても、この事業の一環として実施しているものであります。

そういったものを踏まえまして、観光資源の一環としましてクルーズ客船、実際に小樽港に直接船が寄港して多くの観光客が来ておりますけれども、今後の寄港促進ということを考えまして、ある程度の首都圏でのそういうセミナーの実施により、今後またクルーズ客船が今以上に多く来ていただけることになると思います。あわせて、せっかく来ていただいても、実際にそういった観光客が札幌に行くのではなく、小樽をはじめとした北後志を回っていただくための観光バスといいますか、そういったルートを旅行関係者に紹介をするといった意味での観光資源の素材の提供もできたというふうに考えております。

○千葉委員

今いろいろな事業の効果などを聞きましたが、クルーズ船にしても移住にしても、今まで観光というのは、小樽だけで議論されてきたと思いますけれども、これからは各市町村にある魅力を連携しながらやっていくのが移住にしても必要かというふうに感じています。

今、お話を伺っていくと、やはり推進に当たっては、各自治体との連携や、市として、行政の横の連携が非常に重要だと思えますが、その辺についてはどのようにして連携をとられているかについてお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室上石主幹

まず、各町村との連携におきましては、小樽市でいえば、企画政策室が窓口になっておりますが、そういった意味で、各町村の課題とか実際に連携してどういうことがやれるかという部分については、お互いの中で情報の共有を図っております。ですが、実際に事業実施となりますと、企画政策室でできるわけではありませんので、各部との連携を図って取り組んでいかなければならないと考えております。

特に、先ほどもお話ししましたクルーズ船におきましては、港湾室並びに観光振興室との連携を図って実施しましたので、そういった他の部局との連携も必要だというふうに考えております。

○千葉委員

この計画は平成 22 年度から行われているということで、これは定住自立圏共生ビジョンということで、目標など、ビジョンについては今までもいろいろと懇談会等で話し合われていると思いますが、ではその事業の成果がビジョンに対してどうだったかという検証はどのようにされていくのかということについて御説明願えますか。

○（総務）企画政策室上石主幹

平成 22 年度に共生ビジョンを作成したときに、民間の方たちも入れまして共生ビジョン懇談会を設置しまして、意見をいただきながら、今の共生ビジョンを作成しております。これが 22 年度から 26 年度までの 5 年間の計画になっておりますので、27 年度以降におきましても、同様に懇談会をつくりまして、新たな事業計画をつくっていく形になると考えております。

その中で、この 5 年間にどういったことを実施して、どういった課題があったのかという部分は、検証しながら新たな計画をつくることになると考えております。

○千葉委員

一番心配な課題点というのは、やはり財源の問題かと思っております。先ほど御説明があったとおり、平成23年度は国庫委託金ということで、さまざまな発信事業が行われましたけれども、今後といいますか、今の状況としてはどういう財源で行われているのかということについてお聞かせ願いますか。

○（総務）企画政策室上石主幹

昨年度、地域創富力高度化調査事業におきましては、第1回定例会で予算計上をしまして、実際に始まったのが7月になっております。そういった意味では、昨年度作成しましたパンフレット等については、今年度も引き続き周知を図っているところでありますが、我々としては、圏域一体のそういう食に関するものや観光資源のものなど、ある程度の情報収集と共有はできたと考えております。次の段階としましては、それがどういった形で使われていくか、例えば実際に付加価値をつけてどういうふう商品化していくかというのが次のステップになると思っておりますが、その財源につきましては、今回の国の創富力高度化調査事業におきましては、2年連続は難しいという話を伺っておりますので、来年度に向けまして、新たな財源を確保しながら事業の推進をしていきたいと考えております。

○千葉委員

各町村を回っていても、平成21年に中心市の宣言をして定住自立圏構想が発表になったときは、行政の方も地方の議員も、少し後ろ向きな方が多かったのですが、今年度に入ってからいろいろと回ってお話を伺うと、非常に期待されている地域もあるということで、ぜひこれについての財源を確保しながら各町村の方々とも懇談して、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、要望してこの質問は終わります。

◎旧日本郵船株式会社小樽支店について

次に、旧日本郵船株式会社小樽支店について伺います。最初に入場者数の推移について伺います。過去3年間についてお示し願えますでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

旧日本郵船株式会社小樽支店の入館者数を紹介いたしますと、平成21年度は9,937名、22年度9,617名、23年度1万1,082名でございます。

○千葉委員

入場者の方々の年代別、国別のデータなどをとっているのかどうか、わかればお示し願いたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

申しわけございません。国別とか年齢別のデータを現在とはっておりません。ただ、入館券の発行の傾向でいきますと、一般の方の入館券が88パーセント、中学生以下の方が10パーセントになっておりまして、ほとんどが大人の方で、なおかつ市内高齢者の方の入館券の発行枚数は2パーセントということで、非常に低い状態でございます。市外の中高年齢の方が多いのではないかとというのが窓口にいる者の感想でございます。

○千葉委員

旧日本郵船株式会社小樽支店というのは、北運河に面しておりまして、運河公園が整備されて、今後は後ろにある旧国鉄手宮線の整備がいよいよされるということで、旧日本郵船の魅力がますます高まってくるのではないかと考えています。今伺ったように入場者数については、平成23年度は結構伸びていると思っておりますし、いろいろな施設が減少傾向にある中で、非常に頑張っている施設だと思っております。今後の取組についての課題にどのようなものがあるのか、お聞かせ願えますか。

○（教育）総合博物館副館長

旧日本郵船株式会社小樽支店につきましても最大の懸案事項は劣化でございます。この劣化をどう抑えていくか、なおかつ劣化のもとになっていきます原因を究明しての修復をいかに行っていくかということが懸案事項というふう

に考えております。

○千葉委員

ここは前市長が目の中の電柱を地中化したほど力が入っている場所なのかと思っているのですが、今お話があったように、旧日本郵船株式会社小樽支店は昭和44年に国の重要文化財に指定されているということで、歴史的に見ても非常に魅力ある石づくりの建物で、私も大好きな建物ですし、今後も文化遺産として適切に補修保全に努めていただきたいと思っています。今答弁があったように劣化がひどいということで、原因究明に力を注いでいらっしゃる最中での課題もあるということですが、実際に昭和59年に修復工事が始まって以降、今まではどのような保全が行われてきたのか、その金額や財源についてお示し願えますでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

国の補助事業となりますような大規模な修復保全につきましては、昭和62年までの3年間の事業が最後でございます。それ以降は、小規模な建具類の破損などといったものにつきましては、市の管理で行ってきておりましたが、平成22年度で申しますと、建物の外側についています縦どいの修復で150万円を使わせていただいております。

○千葉委員

なぜこのような質問をしたかという、先ほど中高年の入場者が多いというお話があったのですが、実は私も今年度に入りまして、ボンネットバスのツアーに中高年として参加させていただいたのですけれども、このツアーに旧日本郵船株式会社小樽支店が入っていたのです。一般の参加者と一緒に戻りまして、私以外に15名くらいの方々がツアーのバスに乗られて各地域を回ったのですが、旧日本郵船に来たときに感嘆の声が挙がるのです。海外の方もいらしたのですが、1階を見ても非常に興味深いものがたくさんありまして、非常に皆さんが喜んでおられました。私自身も親戚等が来たときに1階は案内をするのですが、2階には久しぶりに上がりました。2階の会議室等には、以前は何か会議がいかにも行われていたという、ホームページにあるような机等の配備もあったのですけれども、今は非常に劣化が進んでいるのが内部からも明らかにわかる状態であります。この内部に対しての今後の修繕計画というのはあるのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

今御指摘がありました2階会議室、それから貴賓室の金唐革紙の剥離や壁の劣化につきましては、恐らく原因は雨水とか融雪のときの水であろうということまではわかっているのですが、その水がどういうふうにして浸入してきて、どういう悪さをしているのか、そのメカニズムがいま一つわかっておりません。今回の縦どいにつきましても、といから流れ出る水を何とか防ごうということで工事を行ったのですが、それにつきましては、といを伝わって壁に直接当たってしまうことは防いでいるのですけれども、それでもまだ、どこかから水が入ってきているということです。国の重要文化財でもありますので、こういった修復活動や調査活動については、すべて文化庁との相談・協議の上で行っていくのですが、文化庁でもやはり本格的な調査をしないと、どこがどのように壊れていて、どこにどういう原因があるのかわからないだろうということとして、本格的な修復の前に、まず大規模な調査をする必要があろうかというふうを考えております。

○千葉委員

今、調査については、文化庁と話し合いをしているということで受け止めました。先ほどお話のあった金唐革紙ですが、私は結構紙が好きで非常に楽しみにしていたのですけれども、2階の大会議室の手前にある貴賓室は人数制限でしか入れないようになっていまして、どれほど床が傷んでいるのかという心配もありました。さらに金唐革紙のある壁の雨水が浸入して劣化しているであろうところは、カーテンで覆い隠されていたのですが、そのカーテンもぼろぼろです。それで、もうどうということなのかということを一人で思っていたのですが、もし調査に時間がかかるのであれば、やはり見せ方についてもきちんと対応していただきたいですし、今、文化庁ともいろいろな話をされているということですので、やはり管理する市としても、大切な重要文化財の補修については、何とか進

める形でしていただきたいと私自身は思っています。専門的な立場からはどのような御意見をお持ちでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

御指摘のとおり、何とかしたいと考えておりますが、なにしろ建物が石づくりということで、現代の建物とは大分構造が違います。しかも軟石を使って、凝灰岩の石を使っていますので、もちろん石の劣化も考えなければいけないので、調査をするにしても相当な金額と手間がかかることが予想されております。これにつきましては、国の文化財ということで50パーセント、今、小樽市は過疎地になりましたので、もう少し上の国庫補助がつかます。道費が4分の1、残りが市費という形になるのですが、その4分の1の市費でも相当な金額になるであろうというふうに考えておまして、これは市長部局とも相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○千葉委員

市長部局と相談するということですが、本当に小樽は観光の面でも教育の面でも、こういう文化財がたくさんあると思っています。それを東京駅とまではいいませんが、あのように改修することで人が集まってくる効果もあると思っておりますし、また以前NHKのテレビ番組で、世界遺産か何かの番組のプロデューサーの方が小樽にいらして講演をなさっていましたが、旧日本郵船株式会社小樽支店の一つ一つの細工などが、世界遺産に匹敵するようなものであるというお話をされたことを私も直接伺ったことがあることを考えると、少しずつでも改修や保全を、市では非常に財政が厳しい状況ですが、進めていく方向性をきちんと決めていただきたいと思っておりますが、財政的にはどのようなものかを伺いたいと思います。

○財政部長

私も歴史が好きでそういうものを残していかなければならないとは思っております。具体的に教育委員会から相談があった時点で、また市長部局でも検討していきたいと考えております。

○千葉委員

教育長もぜひ御相談をしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

◎減免用のごみ袋について

最後に、減免用のごみ袋について伺います。事務執行状況の33ページに減免用ごみ袋の作成という記載があります。これは、ごみの減量の努力をしても減量ができない新生児や乳児のいる方、介護のおむつや障害のある方々に対して無料で配付するという非常に有効なごみ袋ですが、初めに新生児、乳幼児の袋として20リットル、また介護用品助成などの方々には30リットルのごみ袋が配付されていますけれども、この大きさになった根拠、考え方についてお示しいただけますでしょうか。

○（生活環境）管理課長

減免用のごみ袋につきましては、燃やすごみ袋を配っております。週に2回の収集ですので、1週間当たり2枚を使うという前提で配っております。そのうち新生児用につきましては、やはり紙おむつが新生児や乳幼児用の紙おむつということで比較的小さいだろうということで、1回のごみ出しに当たりましては、そのおむつの量として20リットルが相当だろうということで考えております。また、介護用品や身体障害者用につきましては、大人用の紙おむつを使う方だろうということで、この方たちにも週2枚当たるように計算して配付しておりますが、紙おむつの大きさからいたしますと、1回当たり30リットルのごみ袋が相当というように考えて、このように決めています。

○千葉委員

受け取った市民からは、非常に助かっているという声が大半だとは思いますが、その中に御意見や御要望が届いていないかについても、お聞かせ願えますか。

○（生活環境）管理課長

新生児用のごみ袋は20リットル用の袋を配っておりますが、使っている方たちからは特に意見はございません。

ただ、30リットルの袋につきましては、例えばストマ用の装具のみを装着している方からは、大きいので小さな袋に交換してほしいという要望がございました。

○千葉委員

そのような要望に対して、今まで対応されてきた経緯はあるのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

市販用のごみ袋につきましては、10枚で一袋として販売しているのに対しまして、減免用のごみ袋は使う期間に応じて25枚ずつ割り落としをすることになっておりますので、25枚で一袋ということで配付しております。さらに、市販用とは別にこん包して用意しておりますので、例えば違うサイズで対応することになりますと、希望に沿った袋を用意するためには、減免用のごみ袋の種類を増やすことになり、現在よりも経費がかかること、さらに昨年度の実績では30リットルの袋を配付した世帯は1,496世帯でありましたので、個別に対応するには事務的にも煩雑になるということもありまして、対応はできない旨の回答をいたしました。

○千葉委員

先ほど説明があったように、確かに大きさについてはおむつの大きさ等でしっかりとした根拠があるというふうに理解しました。しかしながら、受け取った方の御意見を伺いますと、皆さんはたぶん御家庭の手伝いをなさっているので30リットルのごみ袋がどれぐらいの大きさかというのはよくわかっていると思いますが、これだけ小樽の高齢化が進んでいる中で、あの大きさのごみ袋におむつ、日常の燃やすごみも入れると思いますけれども、非常に重たいということで、やはり高齢者世帯ではそれをごみステーションに持って行くのも大変だと聞きます。さらには小さい袋にしてほしいと申し入れたときに、ごみが半分でもいいので、それで縛って出してくださいということをお願いしたのですが、その袋をわざわざあけて違う方がそこにごみを入れるという悪質な方もいるということで、この方は非常にまじめな方なので心を傷めているのです。今お話を伺ったとおり、市販のものは10枚、減免の場合は25枚でこん包しているということですが、例えばこれを10枚にした場合に、そんなにコストが違ってくるのかどうかについてはどうなのでしょう。

○（生活環境）管理課長

25枚で一袋のものを10枚物にかえることについて、コスト的には計算をしたことはないのですが、先ほど委員がおっしゃいました中で、捨てたごみ袋をあけて違う方がごみを入れるというのは、ごみ袋の大きさうんぬんという以前の話で、例えばその方に対しては、見かけたら積極的に指導するというのが前提ではないかと思えます。

ごみ袋の減免制度ができた際には、30リットルの袋はやはり大きいのではないかと御意見も確かにありました。市といたしましても、平成18年度に、当時、対象となっていた世帯を対象にして、30リットルの袋を配付していることに対するアンケート調査を行いました。その結果、例えば5リットルとか10リットル、20リットルという袋でもいいですという御意見もありましたけれども、半数以上の方が30リットルの袋を望んでいるということで、最終的には30リットルの袋を継続して配付するというので決めたという経緯もございます。

その後、福祉の制度改正により、介護関係で大人用の紙おむつを使う方も減免の対象となり、全体に占める大人用の紙おむつ利用者の割合が高くなっている状況もありますので、その方にはやはり30リットルのごみ袋を使っただけのが適しているということで考えておまして、先ほどの繰り返しになりますが、経費的なことや事務的なこともありますので、引き続き30リットルの袋を使っただけきたいというように考えております。

○千葉委員

行政側の事情としては理解もできるのですが、実際にどのぐらいの方が大きいと思っていられるのか、平成18年度のときには半分の方は30リットルでいいというし、それ以外の方はもう少し小さい、もしかしたら大きいという方も中にはいたかもしれないのですけれども、でも、実際の声を聞くと、やはり柔軟な対応ができないものかというふうに思うのです。その方は1年間で使用して余った袋を持ってきたけれども、結局そのままお持ち帰りく

ださいという形で返されたといいますし、では、交換できるのかと聞いたら、できないということであったようです。事務執行状況には、減免用のごみ袋の作成枚数が16万枚、13万枚となっていて、作成した中のうち、これが該当する枚数だと思いますが、小さな袋とのやりくりはできないのかという素朴な疑問があるのです。その辺についてのお考えをお聞かせ願えますか。

○（生活環境）管理課長

市販用のごみ袋につきましては、先ほども申し上げたように10枚一袋ということで販売させていただいております。その際には、その外袋に10枚で何円という金額を表示しております。減免用の袋につきましては、外袋に幾ら相当の袋ですという表示はしておりません。というのも、やはり減免されている方にこれは幾らのものを差し上げているというような金額をわざわざ示して差し上げるものでもないと考えておまして、そのような減免の袋には金額表示をしていない状況でございます。したがって、例えば10リットルのごみ袋で25枚一袋のものをつくることになる、また新たな経費がかかることにもなりかねませんので、今のところはそのような対応は考えてございません。

○千葉委員

しつこいようですけれども、小樽市の減免の袋のいいところは、申請をしなくても該当する方に配付されるということで、これはほかの自治体から見ても非常に進んだ取組だと思っています。ただ、ごみ袋の大きさに関しては、1週間は3日と4日で分かれていますので、30リットルではなくても、20リットルと30リットルの2種類での対応が可能ではないかという意見もあるのです。ですから、これを今後の検討課題としてぜひ庁内で検討していただきたいと思いますが、最後に御答弁を伺って、質問を終わりたいと思います。

○（生活環境）管理課長

先ほども平成18年度にどのサイズの袋がよろしいかというアンケート調査をさせていただきました。それから5年ないし6年くらいの年数がたっておりますので、今後アンケート調査をさせていただいて、使っている方の生の声を聞いてみたいと考えております。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 3 時36分

再開 午後 4 時02分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第8号ないし第22号について不認定、剰余金の処分については否決の討論を行います。

詳しくは本会議で述べますが、まずは議案第8号小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は新学校給食共同調理場や石狩湾新港の北防波堤の延長工事負担金をやめ、また旧マイカルに代表される多額の固定資産税等の収入上積みも財源に高校卒業生の臨時雇用やふれあいパスの利用負担の減額、市営室内水泳プールの早期建設を目指した調査の実施を主張し、市民負担の軽減と市内経済の活性化を提案してきました。しかし、2011年度決算は、歳入では特別交付税が予算を上回り、歳出では2010年度より2億300万円増の21億4,100万円の不用額を生じながらも、市民生活を守るものとはなりません。

次に、議案第12号小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。高い国民健康保険料については悲鳴が上がっています。小樽市は33億円の累積赤字を加入者負担により解消してきました。

次に、議案第13号小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。本来は公有地の円滑な取得、運用のための基金です。2011年度の決算説明書によると、利子の収入が約20万円、一般会計に貸し出している5億1,000万円に対する利子です。土地取得事業特別会計を廃止して一般会計から利息を払うのをやめるべきです。

次に、議案第14号小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。当委員会でも中島委員が指摘したように、収入率向上に対して民間に補助を出すということを行政がすべきではありません。また、不用額が多額に生まれているにもかかわらず、長寿命化計画で決められた改修も行っていない。

次に、議案第15号小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。協定に基づき、小樽市の経営収支の不足分は石狩開発が負担するというところで事業を進めてきました。ところが、石狩開発が破綻し、小樽市にかぶせられてきました。北海道の強い要請に基づき進められてきた事業ですから、北海道に負担させるべきです。

次に、議案第16号小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。保険料について前期より引き下げたことは評価できますが、全国平均よりも上回ります。特別養護老人ホームの待機者が解消するめどはなく、介護を利用すればするほど保険料は高くなる仕組みである上に、8割が利用していないというのが実態です。

次に、議案第19号小樽市病院事業決算認定についてです。電話交換業務や給食は外部委託に頼るべきではありません。

残った議案についてですが、日本共産党は消費税には一貫して反対の立場をとってきています。憲法第25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を税制面から保障するというのが、最低限の生活費には課税をしないという生計費非課税の原則に基づくべきです。公共性のある事業について消費税が課せられるというものは認められるものではありません。

以上の理由により、それぞれの決算については不認定、剰余金の処分については否決を主張し、討論といたします。

○成田委員

一新小樽を代表しまして、議案第8号、第19号及び第21号について、不認定を主張する討論をいたします。

理由は大きく2点です。まず1点目、議案第19号小樽市病院事業決算認定ですが、やはり私たちの会派としては、基準外繰入れを続けているという部分から、人件費の削減、経営形態のあり方の部分に関してもっと手を打つべき点があったのではないかと。それは今すぐということではなくて、以前から継続してもっと早くにそういった対策を打ち出していればクリアできた点ではないかというふうに思いますので、その点については引き続き努力をしていただきたいと思います。特に、病院経営が失敗した場合には今後の小樽市政に大きな影響を与えることは間違いない部分ですから、改めて気を引き締めて、ここは何としてでも基準外の繰入れをしないことを目標としていただきたいと思います。

もう一点目は、議案第21号です。下水道、水道局に関しては非常に申しわけないと思うのですが、やはり5億1,000万円近い金額を貸し付けているという部分に関しましては、会計が不明瞭になってしまうという部分もあり、市民の皆さんの理解を得られない部分があります。これに関しては、平成24年度はそういうことがないということで、予算の時点で説明を受けておりますので、今後はこういうことはないと思いますが、改めてこういう形にならない部分での会計にしていきたいと思います。

次に議案第8号ですが、それにかかわる出し入れの部分ですので、不認定とさせていただきます。

ただ、財政状況を含めて皆様の努力によって以前よりも非常に改善されてきている部分は、市民の皆さんにも広く伝えていかなければならない部分だと思いますし、少なくとも皆様が悪くしたのではなくて、今は尻ぬぐいをされている部分だと思いますので、その部分は皆様の努力というか、本当に先人たちのツケをしっかりと返していた

だいているという部分は非常に感謝したいと思ひまして、討論とさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 8 号、第 19 号及び第 21 号について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案第 9 号ないし第 18 号についてはいずれも認定と、議案第 20 号及び第 22 号について、いずれも剰余金の処分は可決及び決算は認定とそれぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり、熱心な御審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これもひとえに副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆さんの御協力によるものと深く感謝をいたしております。意を十分尽くせませんが、閉会に当たって委員長としてあいさつさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。